

## 中部運輸局自動車交通部

令和5年11月16日 14:00発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、河合 TEL 052-952-8082

愛知運輸支局 輸送・監査担当

神戸、吉川 TEL 052-351-5313

## 乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：名古屋市

住所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営業所：野並営業所（愛知県名古屋市天白区相川1丁目1番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年11月16日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和5年6月30日、鳴子11系統の地下鉄植田午後5時25分発の地下鉄鳴子北行において、地下鉄鳴子北バスターミナルに到着後、車内点検を怠ったことにより、乗客を午後5時52分から午後6時8分までの間、車内に閉じ込めた事案を発生させたことから、監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 2点